

習志野市では、

# 遺贈・相続財産の寄附を

## 承っております。



近年、「自分が亡くなった後、築いてきた財産の一部をお世話になった習志野市のために寄附したい。」といったご相談や、大切なご家族を亡くされたご遺族の方から「故人の財産を習志野市に役立ててほしい。」といったお申し出をいただくことが多くなり、習志野市への遺贈・相続財産の寄附は増えております。

習志野市では、このような遺贈や相続財産の寄附を承り、皆さまからのご厚意を市政運営に役立てさせていただきます。

### 【遺贈をお考えの方】

遺贈とは、ご自身の死後に残した財産を遺言によって特定の個人や団体に寄附することです。習志野市に遺贈をいただける場合には、下記の点にご注意ください。

#### ○留意点○

- ①遺言書は、公正証書遺言（遺言内容を証人2人以上立ち合いのもとで公証人に対して口述し、文書化後に本人・証人・公証人が署名・捺印したもの）において作成をお願いいたします。
- ②遺言書の作成にあたっては、「現金〇〇円を習志野市に寄附する。」というような具体的に特定した記載をお願いいたします。
- ③遺言書において、「遺言執行者」の指定をお願いいたします。
- ④遺言により相続人の相続分の指定や遺贈をした場合においても、兄弟姉妹（甥・姪）以外の相続には一定限度の相続財産の確保が保証されており、これを「遺留分」と言います。本市への寄附につきましては、遺留分を除いた金額としてください。
- ⑤遺言により、財産を与える条件として一定の義務を課される「負担付遺贈」を受付することはできません。
- ⑥係争の原因となるおそれがある遺贈や、法令の制限や制約がある遺贈を受付することはできません。

### 【相続財産の寄附をお考えの方】

相続や遺贈により得た財産を寄附いただく場合には、下記の点にご注意ください。

#### ○留意点○

- ①寄附金額は遺留分を除いた金額としてください。
- ②遺言により財産を与える条件として一定の義務を課される「負担付遺贈」を受付することはできません。
- ③相続権のない第三者の方による寄附を受付することはできません。
- ④係争の原因となるおそれがある寄附や、法令の制限や制約がある寄附を受付することはできません。

### 【寄附の使途について】

寄附金の使い道につきましては、寄附をいただいた方の「想い」を反映するために、10の基金の中から選択していただきます。各基金の使い道につきましては、市ホームページをご覧ください。

その他、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【お問い合わせ先】

〒275-8601 習志野市鷺沼 2-1-1  
習志野市役所 財政課  
TEL 047-453-9221